

「せたがや子育て利用券」事業運営委託における公募型プロポーザルに係る
手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和元年10月17日(木)

世田谷区

1 事業の概要

(1) 件名

「せたがや子育て利用券」事業運営委託

(2) 事業概要

世田谷区(以下「区」という。)では、妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のないサポート体制の充実として、妊娠期等における面接相談を実施している。面接相談を行った後、妊産婦が地域の中で子育て活動を行っている人や団体等とつながり、関係を深めながら、子育てができるようにするために、地域の産前・産後サービスが利用できる「せたがや子育て利用券」を配付する事業を実施する。

(3) 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

「せたがや子育て利用券」の作成

- ・表紙付き(不正等防止の管理番号付記)で、1枚あたりの金額が500円及び1000円の子育て利用券を作成すること。

サービス提供事業者の登録・管理

- ・区が報告した事業者について、利用券を使用できる事業者として登録更新等を行い、以後の管理をすること。
- ・サービス提供事業者が請求するための「請求書」や「請求事務マニュアル」を作成すること。

サービス提供事業者からの電話による問い合わせ対応

- ・サービス提供事業者からの「せたがや子育て利用券」事業に関する問い合わせに電話で対応すること。

サービス提供事業者への支払い

- ・サービス提供事業者から送付される使用済み利用券に応じて、サービス提供事業者への支払いを月1回行い、支払い済みの利用券を区に提出すること。

利用状況報告書の作成と区への報告

- ・サービス提供事業者が送付する使用済みの利用券及び区から提供する情報に基づき、利用状況報告書を月1回作成すること。その際、「利用金額」「利用人数」「妊娠週数」「サービス分類」「券種別」等から利用実績を分析すること。
- ・電話による問い合わせ対応について、毎月ごとに「対応件数」「対応日時」「問い合わせ者（産前・産後サービスを提供する事業者の名称等）」「対応内容」等を記載した「実施報告書」を作成すること。
- ・上記以外の事項は、担当課と受託者として協議の上、決定するものとする。

(4) 業務予定量

「せたがや子育て利用券」予定使用量

年間で使用される「せたがや子育て利用券」の数量は以下を予定している。

- ・500円券：65,000枚
- ・100円券：140,000枚

「せたがや子育て利用券」登録事業者数

平成31年4月1日現在において、登録数は以下の通り。

- ・登録事業者数：191事業者
- ・登録サービス数：335サービス

上記(3)に記載の年2回の登録により、年間で50事業者(90サービス)程度、増える予定。

「せたがや子育て利用券」の作成数

- ・9,000人分(500円券と100円券を合わせて合計10,000円を1人あたりの配付分とする)

(5) 履行期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があること及び履行状況が良好であることを条件とする。予算の削減、減額、履行状況に問題があった場合などは翌年度以降の契約を締結しない場合がある。

受託した事業者は令和2年4月1日から業務を履行するため、令和2年1月から準備を行う必要がある。

(6) 提案限度額

提案限度額は24,290,000円とする。区との契約では予定価格が2,000

0万円を超える業務委託契約については、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となるため、別紙を確認すること。

2 参加資格

提案書提出時点において、次に掲げる参加資格をすべて満たす法人等であることを参加要件とする。

- (1) 区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (5) 都道府県民税・市民村民税に滞納がないこと。
- (6) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)による「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメント(ISMS)」の認証を取得(取得申請中を含む)していること。(参加表明書提出の際、認証取得を確認できるものの写しを提出すること)

3 説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 下記6窓口での配布
令和元年10月17日(木)～10月31日(木)
土曜・日曜・祝休日を除く。午前9時から午後5時まで(ただし、10月31日は午後4時まで)
- (2) 区のホームページからダウンロード
区ホームページ 目次から探す 子ども・教育・若者支援 妊娠・出産 妊娠に掲載
令和元年10月17日(木)～10月31日(木)の午後4時まで

4 参加表明書の受領期限、提出先及び方法

- (1) 受領期限：令和元年10月31日(木)午後4時まで(必着)
土曜・日曜・祝休日を除く。午前9時から午後5時まで(ただし、10月31日は午後4時まで)
- (2) 提出先：下記6のとおり
- (3) 提出方法：参加表明書と2(6)の認証取得を確認できるものの写しを、下記6窓口へ持参(持参に限る)

5 提案書等の提出期限、提出先及び方法

- (1) 提出期限

令和元年12月4日(水)午後4時まで

土曜・日曜・祝休日を除く。午前9時から午後5時まで(ただし、12月4日は午後4時まで)

(2) 提出方法

下記6の窓口へ持参(持参に限る)

6 説明書受取、参加表明書および提案書の提出先

世田谷区世田谷保健所健康推進課こころと体の健康担当 近藤

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35 第2庁舎1階

電話 03-5432-2947

E-mail: SEA02244@mb.city.setagaya.tokyo.jp

7 提案書を特定するための評価基準

(1) 実施体制

(2) 類似業務の実績

(3) 業務内容に対する理解度

(4) 業務内容に対する企画提案

(5) 見積内容の妥当性

8 提案書の審査方法

(1) 書類審査

提案書の内容について評価基準の(1)~(5)に基づき審査し、業者を選定する。

評価基準に基づき採点を行い、合計得点の最も高い1事業者を選定事業者とする。

(2) 選定は選定委員会の委員により行う。

(3) 審査の結果については文書にて通知する。また、区は、選定事業者名及び審査結果について公表することができるものとする。

9 その他注意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方(受託者)との随意契約により締結する予定の有無 「有 令和3年度、令和4年度における同委託業務」

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6と同じ。

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、

当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

- (8) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (9) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。
- (10) 本プロポーザルは事業者の選定を目的とし、提案書の内容に区は拘束されないものとする。
- (11) 透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成 13 年 3 月 13 日、世田谷区条例第 6 号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (12) 本件の成果物の著作権は区に帰属する。
- (13) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。
- (14) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (15) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (16) 提案書の提出後に 4 . 参加資格の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (17) 個人情報の取り扱いについては、「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。
- (18) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価基準項目ごとの得点を情報提供する。
- (19) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
(1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
(2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所(契約内容によって取扱い窓口が異なります。)
(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約
(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

平成31年3月27日告示による

(適用対象は平成31年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(平成31年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,572円	25	土木一般世話役	2,614円
2	普通作業員	2,242円	26	高級船員	3,092円
3	軽作業員	1,605円	27	普通船員	2,444円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,304円
5	法面工	2,848円	29	潜水連絡員	2,965円
6	とび工	2,869円	30	潜水送気員	2,944円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,739円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,731円
10	鉄筋工	2,890円	34	大工	2,689円
11	鉄骨工	2,699円	35	左官	2,901円
12	塗装工	2,965円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,177円	37	はつり工	2,635円
14	運転手(特殊)	2,529円	38	防水工	3,145円
15	運転手(一般)	2,094円	39	板金工	2,922円
16	潜かん工	3,156円	41	サッシ工	2,689円
17	潜かん世話役	3,730円	43	内装工	2,901円
18	さく岩工	3,145円	44	ガラス工	2,614円
19	トンネル特殊工	3,092円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,550円	47	保温工	2,402円
21	トンネル世話役	3,432円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,156円	50	交通誘導員A	1,615円
23	橋りょう塗装工	3,273円	51	交通誘導員B	1,403円
24	橋りょう世話役	3,613円	52	上記以外の職種	1,070円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,322円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,070円